

令和3年12月1日

保護者の皆様へ

尼崎市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止の扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱いについて」にてお示ししてきたところですが、新規感染者数が大幅に減少している状況に鑑み、兵庫県において児童生徒等の登校の取扱いの変更について示されたことから、出欠の取扱いを以下のとおり一部変更いたします。

つきましては、本趣旨をご理解いただくとともに、12月2日以降については以下の基準に基づき、ご対応くださいますようお願いいたします。

以下の場合、出席停止とします。(12月2日より)

- 1 園児児童生徒の感染が判明した場合
- 2 園児児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合(※特定されるおそれがある場合を含む)
- 3 園児児童生徒が検査(PCR検査・抗原検査等)を受ける場合
- 4 園児児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合
- 5 同居者が次のような理由で検査(PCR検査・抗原検査等)を受ける場合
  - (1) 濃厚接触者に特定されたため
  - (2) 保健所または医師の指示を受けたため
  - (3) 発熱等の風邪症状がみられたため

※「職場等の方針による検査」「入院・手術に伴う検査」等は、原則、自宅待機を不要とします。

【変更】本市が、まん延防止等重点措置実施区域および緊急事態措置実施区域に含まれていない場合は登校園を可とします。(◎(1)の場合を除きます。(2)、(3)の事由により登校園しない場合は出席停止の扱いとします。)

- 6 同居者に発熱等の風邪症状がみられる場合

【変更】本市が、まん延防止等重点措置実施区域および緊急事態措置実施区域に含まれていない場合は登校園を可とします。(◎登校園しない場合は出席停止の扱いとします。)

※上記4、5の(1)について、園児児童生徒の登校園後に把握した場合は、出席停止の扱いとし、その時点で下校することとします。また、5の(2)、(3)、6の事由により途中下校する場合も出席停止の扱いとします。

- 7 医療的ケアを必要とする園児児童生徒や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児児童生徒について、登校園すべきでない判断された場合
- 8 感染不安で休ませたいと相談があり、合理的な理由があると校長が判断する場合
- 9 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合
- 10 ワクチン接種後、発熱等の風邪症状がみられる場合
- 11 発熱等の風邪症状以外の症状で、ワクチン接種の副反応と考えられる場合

以上

(保健体育課)